

(工学部内規程第53号)

鳥取大学工学部技術部に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、鳥取大学教室系技術職員の組織等に関する取扱要項（平成7年9月27日学長裁定）の規定に基づき、鳥取大学工学部（以下「工学部」という。）に所属する技術職員（以下「技術職員」という。）で組織する技術部の設置、組織、運営等について必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 工学部に、技術職員の技術に関する専門的業務を円滑かつ効率的に処理するため、工学部技術部（以下「技術部」という。）を置く。

(組織)

第3条 技術部に次に掲げる者を置く。

- 一 技術部長
- 二 技術長
- 三 副技術長

(技術部長)

第4条 技術部長は、工学部長をもって充て、技術部を統括する。

(技術長)

第5条 技術長は、技術専門官又は技術専門職員をもって充て、技術部長を補佐し及び技術部の業務を掌理する。

(副技術長)

第6条 副技術長は、技術専門官又は技術専門職員をもって充て、技術長を補佐する。

(技術グループ)

第7条 技術部に、それぞれの分野に係る教育・研究及び管理・運営に関する技術業務を行うため、次に掲げるグループを置く。

- 一 分析・計測系技術グループ
- 二 設計・創造系技術グループ
- 三 電気・情報系技術グループ
- 四 ものづくり系技術グループ

2 前項各号に掲げる技術グループに次に掲げる者を置く。

- 一 技術グループ長
- 二 技術主任

(技術グループ長)

第8条 技術グループ長は、技術専門官又は技術専門職員をもって充て、当該技術グループの業務を掌理する。

(技術主任)

第9条 技術主任は、技術専門職員又は技術職員をもって充て、当該技術グループの専門的業務を処理する。

(運営委員会)

第10条 技術部に、技術部の管理運営について審議するため、工学部技術部運営委員会（以下「運営委員会」という。）を置く。

(審議事項)

第11条 運営委員会は、次に掲げる事項を審議する。

- 一 技術職員の人事に関する事。
- 二 技術職員の評価に関する事。
- 三 技術部の予算・決算に関する事。
- 四 技術部の年次計画・報告に関する事。
- 五 その他技術部の運営等に関し必要と認められる事項

(運営委員会の組織)

第12条 運営委員会は、次に掲げる者をもって組織する。

- 一 技術部長
- 二 技術長
- 三 副技術長
- 四 各技術グループ長
- 五 工学部事務長
- 六 大学院工学研究科各専攻の教員 各1人
- 七 ものづくり教育実践センター長
- 八 その他委員長が必要と認めた者

2 前項第6号の委員は、工学部長が委嘱する。

3 第1項第6号の委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の後任の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 第1項第8号の委員の任期は、委員長がその都度定める。

(委員長)

第13条 運営委員会に委員長を置き、技術部長をもって充てる。

2 委員長は、運営委員会を招集し、その議長となる。

3 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名した委員がその職務を代理する。

(議事)

第14条 運営委員会は、委員の過半数の出席をもって開くものとする。

2 議事は、出席した委員の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(技術部室及び分室)

第15条 技術部に、技術部室を置く。

2 技術部に、専門分野に関連する学科等との連携を図るため技術職員の派遣場所として、技術部分室を置くことができる。

(本学職員からの業務依頼)

第16条 技術部は、鳥取大学職員からの依頼により業務を行うことができる。

2 前項に定める業務の依頼に関し必要な事項は、別に定める。

(雑則)

第17条 この規則に定めるもののほか、技術部の管理運営に関し必要な事項は、運営委員会の議を経て、技術部長が定める。

附 則

1 この規則は、平成19年4月1日から施行する。

2 鳥取大学工学部（総合情報処理センターを含む。）技術職員の組織に関する内規（平成7年鳥取大学工学部規則第8号）及び鳥取大学工学部技術部組織検討委員会規程（平成17年鳥取大学工学部規則第7号）は、廃止する。

附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。